

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 木城町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.0%
全職員	62.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	－%
本庁課長相当職	0.0%
本庁課長補佐相当職	98.9%
本庁係長相当職	94.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	0.0%
31～35年	90.4%
26～30年	96.9%
21～25年	91.5%
16～20年	93.2%
11～15年	98.5%
6～10年	92.3%
1～5年	82.3%

【説明欄】

- ・常勤職員の割合は男性が多く、常勤職員以外の職員の割合は女性が多いため、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。
- ・役職段階別の本庁課長相当職及び勤続年数別の36年以上の区分については、一方の性別の職員しかいないため0.0%としている。
- ・勤続年数別の1～5年の区分については、上級職の男性職員が若干名在職しているため、男女の給与の差異が大きくなっている。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。